

四国中央市空家等対策計画

空家法第6条第2項に掲げる事項については、次の章節に記載しています。

- 1 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

第3章 第1節 対策の基本理念 P22
第2節 対策の基本姿勢 P24
第3節 対策の基本方針 P25
第4節 対象とする空家等 P26
第5節 対象地区 P26

- 2 計画期間

第1章 第3節 計画期間 P4

- 3 空家等の調査に関する事項

第4章 第3節 管理不全な空家等の対策 P36

- 4 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

第4章 第1節 空家発生の予防 P27
第3節 管理不全な空家等の対策 P36

- 5 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

第4章 第4節 空家跡地の活用の推進 P47

四国中央市空家等対策計画

- 6 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

〔 第4章 第3節 管理不全な空家等の対策 P36 〕

- 7 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

〔 第5章 第1節 実施体制 P49 〕

- 8 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

〔 第5章 第1節 実施体制 P49 〕

- 9 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

〔 第5章 第2節 計画の検証 P51 〕

（注記）

「空家法」は「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」を省略表記したものです。

「空家等」は「空家など」を意味せず空家法第2条第1項にいう「空家等」を指します。同じく「特定空家等」も空家法第2条第2項にいう「特定空家等」を指します。

「空き家」または「空家」の表記については、引用等の場合を除き、「空家」に統一しています。